目次

法	\circ	0	\circ	0
法律第六十五号)【附則第三条関係】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年	住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)【第三条関係】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)【第二条関係】 ・・・・・・・7	地方公共団体情報システム機構法(平成二十五年法律第二十九号)【第一条関係】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

$\overline{}$
傍始
線
部
分
は
改
ΙĒ
部
分
_

一	。 第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない(定款)	目次 目次 目次 目次 目次 第一章 (略) 第二章 (略) 第二章 (略) 第三章 (略) 第二章 財務及び会計 (第二十八条—第三十七条) 第七章	改正案
六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に関する事項 四 資本金、出資及び資産に関する事項 三 事務所の所在地 三 事務所の所在地	。 第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない(定款)	目次 目次	現行

(役員の解任)	該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。 違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当3 代表者会議は、役員又は職員の行為がこの法律、他の法令又は定款に ら	2 (略)	一~六(略)	第九条 (略) (代表者会議の権限)	2 (略) 十二 (略) 中二 第三十三条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項 十一 第三十三条の規定による地方公共団体の費用の負担に関する事項
(役員の解任)	ることができる。	め代	四 決算 三 予算及び事業計画の作成又は変更 二 業務方法書の作成又は変更 二 業務方法書の作成又は変更 一 定款の変更	第九条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。(代表者会議の権限)	と ではい。 と でいる。 と でいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。 とでいる。

第十六条 (略)

| いずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。| 2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の

(削る)

一 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。

一 破産手続開始の決定を受けたとき。

三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

四職務上の義務違反があるとき。

3·4 (略)

(業務方法書)

第二十三条

(略)

2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法

の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構

3 (略)

で定める事項を記載しなければならない。

| 各号に掲げる者となったときは、その役員を解任しなければならない。| 第十六条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条

いずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の

この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき

三 破産手続開始の決定を受けたとき。

四 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(新設)

きは、代表者会議の同意を得なければならない。 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとすると

総務大臣に届け出なければならない。 4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を

(業務方法書)

1. 「関う後ろうに寄じ見せ」によります。 | 臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。 第二十三条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、総務省令で定める。

方法書を公表しなければならない。 ときは、遅滞なく、その業務を構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務

3

※ 参考

地方公共団体情報システム機構法

(機構処理事務特定個人情報等保護委員会の設置)

第二十七条の機構に、機構処理事務特定個人情報等保護委員会を置く。

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 2 機構処理事務特定個人情報等保護委員会は、理事長の諮問に応じ、行

関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に第四十一条の三第一項に規定する機構処理事務特定個人情報等の保護に

述べることができる。

3 機構処理事務特定個人情報等保護委員会の委員は、学識経験を有する

者のうちから、理事長が任命する。

事項は、機構が定める。 の委員の定数その他の機構処理事務特定個人情報等保護委員会に関する 前二項に定めるもののほか、機構処理事務特定個人情報等保護委員会

(本人確認情報保護委員会の設置)

第二十五条機構に、本人確認情報保護委員会を置く。

理事長が任命する。 本人確認情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、

3

4

の他の本人確認情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。前二項に定めるもののほか、本人確認情報保護委員会の委員の定数そ

(認証業務情報保護委員会の設置)

第二十六条機構に、認証業務情報保護委員会を置く。

の他の認証業務情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。4 前二項に定めるもののほか、認証業務情報保護委員会の委員の定数そ

第五章 財務及び会計

第二十八条~第三十四条 (略)

第五章

財務及び会計

第二十七条~第三十三条 (略)

第三十九条 (略)	第四十条(略)
とき。 八 第三十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした	とき。 八 第三十六条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした
項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかったとき。七 第三十条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同ず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せ	。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)【第二条関係】

(傍線部分は改正部分)

附則	第九章 (略)	第八章 (略)	第七章 法人番号(第四十二条—第四十五条)	十一条の七)	第六章の二 機構処理事務の実施に関する措置(第四十一条の二―第四	条)	第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等(第三十六条—第四十一		第二節 (略)	第一節 (略)	第五章 (略)		第二節 (略)	第一節 (略)	第四章 (略)	第三章 (略)	第二章 (略)	第一章 (略)	目次	改正案
附則	第九章 罰則(第五十一条—第六十条)	第八章 雑則(第四十六条—第五十条)	第七章 法人番号(第四十二条—第四十五条)		(新設)	条)	第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等(第三十六条―第四十一	条の二)	第二節 行政機関個人情報保護法等の特例等(第二十九条—第三十五	第一節 特定個人情報保護評価等(第二十六条—第二十八条の四)	第五章 特定個人情報の保護	第二十一条—第二十五条)	第二節 情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供 (第一節 特定個人情報の提供の制限等(第十九条・第二十条)	第四章 特定個人情報の提供	第三章 個人番号カード(第十七条・第十八条)	第二章 個人番号(第七条—第十六条)	第一章 総則(第一条—第六条)	目次	現行

(利用範囲)

第九条 2 関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理 的に検索し、 等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げ る。 に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検 他の社会保障、 ができる。 の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率 る事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。 条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。)又は防災に 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができ 別表第一 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること 地方税 の上欄に掲げる行政機関、 第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 地方公共団体、 同様とする。 独立行政法人

二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、 項から第三項まで、厚生年金保険法 項若しくは第七十条の二の三第十四項、 の十四第九項、 の二第五項若しくは第六項、 を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 健康保険法 (昭和三十二年法律第二十六号) 和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保 第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第 (大正十一年法律第七十号) 第四十八条若しくは第百九十 第十三項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三 第三十七条の十一の三第七項、 第九条の四の二第二項、 (昭和二十九年法律第百十五号) 所得税法 (昭和四十年法律第三 租税特別措置 (平成九年法 第三十七条 雇用保険法 第二十九条 第

3

3

(利用範囲

2 第九条 索し、 関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるものの処理 第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。) 又は防災に 他の社会保障、 等その他の行政事務を処理する者(法令の規定により同表の下欄に掲げ る。 に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検 ができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、 的に検索し、 る事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その その者を含む。 当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができ 別表第一 及び管理するために必要な限度で個人番号を利用すること 地方税 の上欄に掲げる行政機関、 第三項において同じ。)は、同表の下欄に掲げる事務 (地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 地方公共団体、 同様とする。 独立行政法

法 二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、 を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律 項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 項若しくは第七十条の二の三第十四項、 の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、 七条第一項、 十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、 の十四第九項、 昭 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第百九 (昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、 「和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第 第十三項若しくは第二十六項、第七十条の二の二第十三 所得税法 (昭和四十年法律第三 租税特別措置 (平成九年法 第三十七条 雇用保険法 第二十九条

委託を受けた者も、同様とする。 委託を受けた者も、同様とする。 の他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の全部又は一部のの他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必な限度で個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番の他の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、集第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は

- 4 前項の規定により個人番号を利用することができる。
- 目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた5 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十五号までのい

(特定個人情報の提供の制限)

情報の提供をしてはならない。第十九条「何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人

~十一 (略)

委託を受けた者も、同様とする。 委託を受けた者も、同様とする。 の他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の全部又は一部のの他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必の他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必な限度で個人番号を利用することができる。当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の企部又は一部のとされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は一部の規定により、別表第一項若しくは第四条の三第一項を記述といる。

- 前項の規定により個人番号を利用することができる。前項の規定により個人番号を利用することができる。
- 目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。ずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた 前各項に定めるもののほか、第十九条第十一号から第十四号までのい

(特定個人情報の提供の制限)

情報の提供をしてはならない。第十九条の人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人

特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し一個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要

一年のでは、銀行その他の政令で定める者に対し提供を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号資法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保

の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人

保存本人確認情報を提供するとき。四機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構

事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他

の規定により特定個人情報を提供するとき。
六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法

提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークでは、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)が、政令で定めては、その者を含む。以下「情報の新三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)が、政令で定めた理するために必要な同表の第四欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる書(法令の規定により同表の第二欄に掲げる書)に対し、記述という。)が、政令で定めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワーク

して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。 して政令で定める措置を講じているとき。

二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第情報を提供するとき。 団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共

替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合におに係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織の口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法めの口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法のに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等にはいて、同法又は同法に基づく命令の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に関る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一、社員、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一、社員、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第一、社員、株式等の振替に関する法律、以下この号において関係では関係を表して当該口座を開設する振行に関係を表して当該口座を開設する振行に対している。

-三 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法の盗上の必要があるとき。

| 十五 | その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定め | 、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。 | 、本人の目意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。| 十四 | 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において

(特定個人情報保護評価)

個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるとく。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機

令で定める措置を講じているとき。いて、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政

報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。十一 第三十八条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情

(新設)

十二 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法 公益上の必要があるとき。

十四 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定め、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。 十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において十三 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において

(特定個人情報保護評価)

個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるとく。以下この条において同じ。)を保有しようとするときは、当該特定事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する第二十七条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル(専ら当該行政機

則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。のとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるもころにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この

一~四 (略)

定める措置をいう。第四十一条の三において同じ。)の方式去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令でして行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用五、特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織

六・七 (略)

2 6

略

則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。のとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規条において「評価書」という。)を公示し、広く国民の意見を求めるもころにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面(以下この

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- 三 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況二 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量

四 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

定める措置をいう。)の方式去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令で去、出力又はこれらに類する処理をいう。)その他これに伴う政令でして行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消の仕組み及び電子計算機処理等(電子計算機処理(電子計算機を使用五 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織

- 特別 六 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための

承認をしてはならない。
ルの取扱いが指針に適合していると認められる場合でなければ、前項のの他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイの他の情報から判断して、当該評価書に記載された特定個人情報ファイ委員会は、評価書の内容、第三十八条第一項の規定により得た情報そ

3

第三十六条

(略)

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

個人番号利用事務等を処理するために必要な範囲を超えて特定個人情報定個人情報を提供し、又はその提供を受けることができる場合を除き、する者は、第十九条第十一号から第十五号までのいずれかに該当して特第二十八条 個人番号利用事務等実施者その他個人番号利用事務等に従事

ファイルを作成してはならない。

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

ときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。 4 行政機関の長等は、第二項の規定により評価書について承認を受けた

- 定による通知があったものとみなす。
 定により読み替えて適用する行政機関個人情報保護法第十条第一項の規
 前項の規定により評価書が公表されたときは、第二十九条第一項の規
- より求めてはならない。
 定個人情報ファイルに記録されることとなる情報の提供を同号の規定にルに記録された情報を第十九条第七号の規定により提供し、又は当該特不改機関の長等は、評価書の公表を行っていない特定個人情報ファイ

6

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第六章 特定個人情報の取扱いに関する監督等

(指導及び助言)

と共に管理されている特定個人情報以外の個人情報の取扱いに関し、併取扱いを確保するために必要があると認めるときは、当該特定個人情報び助言をすることができる。この場合において、特定個人情報の適正な利用事務等実施者に対し、特定個人情報の取扱いに関し、必要な指導及第三十六条 委員会は、この法律の施行に必要な限度において、個人番号

(適用除外)

第三十九条 令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を 第十三号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政 又は取得した特定個人情報の取扱いについては、 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条 適用しない。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四十一条 (略)

第六章の一 機構処理事務の実施に関する措置

.機構処理事務管理規程)

第四十一条の二 ない。これを変更しようとするときも、 いて機構処理事務管理規程を定め、 「機構処理事務」という。 機構は、この法律の規定により機構が処理する事務 の実施に関し総務省令で定める事項につ 総務大臣の認可を受けなければなら 以

同様とする。

2 構に対し、 構処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、 総務大臣は、 これを変更すべきことを命ずることができる 前項の規定により認可をした機構処理事務管理規程が機 機

せて指導及び助言をすることができる。

(適用除外)

第三十九条 前三条の規定は、各議院審査等が行われる場合又は第十九条 受け、又は取得した特定個人情報の取扱いについては、 令で定める手続が行われる場合における特定個人情報の提供及び提供を 第十二号の政令で定める場合のうち各議院審査等に準ずるものとして政 適用しない。

(内閣総理大臣に対する意見の申出)

第四十一条 べることができる。 て得られた特定個人情報の保護に関する施策の改善についての意見を述 委員会は、内閣総理大臣に対し、その所掌事務の遂行を通じ

(新設)

※ 参考

住民基本台帳法

(本人確認情報管理規程

第三十条の十七 とする。 総務省令で定める事項について本人確認情報管理規程を定め、 の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、 れている事務(以下「本人確認情報処理事務」という。)の実施に関し 機構は、この法律の規定により機構が処理することとさ 総務大臣 同様

2 きは、 人確認情報処理事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めると 総務大臣は、 機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。 前項の規定により認可をした本人確認情報管理規程が本

機構処理事務特定個人情報等の安全確保)

| 理事務特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければ| | の他の総務省令で定める情報(以下この条において「機構処理事務特定個人情報等」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、機構処理事務特定 | 原門十一条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ | 第四十一条の三 機構は、機構処理事務において取り扱う特定個人情報そ | 第

た業務を行う場合について準用する。 理等の委託 (二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者が受託し の現定は、機構から機構処理事務特定個人情報等の電子計算機処

公的個人認証法

(認証事務管理規程)

ない。これを変更しようとするときも、同様とする。について認証事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければなら関する事務(以下「認証事務」という。)に関し総務省令で定める事項第三十九条 機構は、この法律の規定により機構が行う認証業務の実施に

、これを変更すべきことを命ずることができる。務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、機構に対し、総務大臣は、前項の規定により認可をした認証事務管理規程が認証事

2

※ 参考

住民基本台帳法

(本人確認情報の安全確保)

第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機処理等(電子計算機処理又は情報の第三十条の二十四 都道府県知事は、第三十条の六第一項の規定による通

- な措置を講じなければならない。 失及び毀損の防止その他の当該本人確認情報の適切な管理のために必要電子計算機処理等を行うに当たつては、当該本人確認情報の漏えい、滅2 機構は、第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の
- 第三十条の七第一項の規定による通知に係る本人確認情報の電子計算機3 前二項の規定は、都道府県知事又は機構から第三十条の六第一項又は

| した業務を行う場合について準用する。| 処理等の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託

公的個人認証法

(認証業務情報の安全確保)

合について準用する。以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場と、前項の規定は、機構から認証業務情報の電子計算機処理等の委託(二)

番号利用法

(個人番号利用事務実施者等の責務)

は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じ個人番号利用事務等実施者」という。)は、個人番号の漏えい、滅失又第十二条 個人番号利用事務実施者及び個人番号関係事務実施者(以下「

(秘密の管理)

なければならない。

務(第十九条第七号の規定による特定個人情報の提供の求め又は提供に第二十四条総務大臣並びに情報照会者及び情報提供者は、情報提供等事

(報告書の公表)

な措置を講じなければならない。
に使用する電子計算機の安全性及び信頼性を確保することその他の必要
ットワークシステム並びに情報照会者及び情報提供者が情報提供等事務
について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、情報提供ネ関する事務をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する秘密

※ 参考

住民基本台帳法

(帳簿の備付け)

第四十

条の四

機構は、

総務省令で定めるところにより

(帳簿の備付け)

ければならない。

に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、

機構処理事務 保存しな 第三十条の十八機構は、 処理事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、 総務省令で定めるところにより、本人確認情報

保存しなければならない。

公的個人認証法

(帳簿の備付け)

項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければなら第四十条の機構は、総務省令で定めるところにより、認証事務に関する事

※ 参考

住民基本台帳法

(報告書の公表)

の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、こ条の九の二の規定による機構保存本人確認情報及び住民票コードの提供第三十条の十六機構は、毎年少なくとも一回、第三十条の九及び第三十

れを公表しなければならない。

公的個人認証法

(報告書の公表)

までの規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報ファイルの提供の状況について、総務省令で定める係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の係る署名用電子証明書失効情報ファイル及び対応証明書の発行の番号の係る署名用電子証明書失効情報、保存期間に係る利用者証明書と対情報、保存期間に第四十一条 機構は、毎年少なくとも一回、第十八条第一項から第三項ま

※ 参考

住民基本台帳法

(監督命令等)

第四十一条の六

総務大臣は、

機構処理事務の適正な実施を確保するため

(監督命令)

督上必要な命令をすることができる。

必要があると認めるときは、

機構に対し

機構処理事務の実施に関し監

務の実施に関し監督上必要な命令をすることができる。するため必要があると認めるときは、機構に対し、本人確認情報処理事第三十条の十九総務大臣は、本人確認情報処理事務の適正な実施を確保

公的個人認証法

(監督命令)

令をすることができる。
ると認めるときは、機構に対し、認証事務の実施に関し監督上必要な命第四十二条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があ

番号利用法

- 19 -

(報告及び立入検査)

| 大は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 | 第四十一条の七 | 総務大臣は、機構処理事務の実施の状況に関し質問させ、若し | 事務所に立ち入らせ、機構処理事務の実施の状況に関し質問させ、機構の関し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、機構の | 第四十一条の七 | 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するため | 第四十一条の七 | 総務大臣は、機構処理事務の適正な実施を確保するによりまする。

2 第三十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査に

ついて準用する。

(勧告及び命令)

置をとるべき旨を勧告することができる。

のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期のために必要があると認めるときは、当該違反行為をした者に対し、期まる行為が行われた場合において、特定個人情報の適正な取扱いの確保第三十七条 委員会は、特定個人情報の取扱いに関して法令の規定に違反

(1977) 見だに応じていまずでして場合によりできるでである。 こうでは、前二項の規定にかかわらず、特定個人情報の取扱いに関して、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。 その勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、期限を定め委員会は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて

2

できる。
できる。
できる。
できる。
の他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることがは、当該違反行為をした者に対し、期限を定めて、当該違反行為の中利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるというが、当該違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権で法令の規定に違反する行為が行われた場合において、個人の重大な権できる。

※ 参考

番号利用法

(報告及び立入検査)

| 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた| 帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

住民基本台帳法

ものと解釈してはならない。

(報告及び立入検査)

その他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

一名の他の物件を検査させることができる。

- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携
- 公的個人認証法

ものと解釈してはならない。

(報告及び立入検査)

(係者に質問させることができる。 の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関 ちと認めるときは、機構に対し、認証事務の実施の状況に関し必要な報 第四十三条 総務大臣は、認証事務の適正な実施を確保するため必要があ

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められた 帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携

ものと解釈してはならない。

した機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。 機第五十八条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為を 第四

若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。 ― 第四十一条の四の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、

しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項「一第四十一条の七第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず」

※ 参考

住民基本台帳法

機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。第四十七条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

第三十条の二十第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。第三十条の十八の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、

告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した。

公的個人認証法

とき。

| 一 第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しく| 機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。| 第七十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした

は帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。一(第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しく

若しくは虚偽の答弁をしたとき。しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若二 第四十三条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若二

番号利用法

ず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該|第五十七条 第三十八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせ|

以下の罰金に処する。

査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、一年以下の懲役又は五十万円職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検

(本人確認情報の利用)	改 正 案 現
用) 保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項に保存本人確認情報(住民票コードを除く。次項に用することができる。ただし、個人番号について事が番号利用法第九条第一項又は第二項の規定にすることができる場合に限り、利用することができる事務を遂行するとき。 る事務を遂行するとき。 を行うとき。 とき。 とき。 とき。	行

処理事務のうち総務省令で定めるものに利用することができる。による事務その他の番号利用法第四十一条の二第一項に規定する機構4 機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定

あつたとき。

3

- るものから条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。 二 都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて条例で定め
- 規定による事務に利用することができる。第三項、第二十七条、第三十条、第三十一条及び第三十四条第二項の成十四年法律第百五十三号)第八条、第十二条、第十三条、第十八条等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平機構は、機構保存本人確認情報(個人番号を除く。)を、電子署名
- による事務に利用することができる。機構は、機構保存本人確認情報を、番号利用法第八条第二項の規定

4

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法

(傍線部分は改正部分)

に改める。	」に改め、同条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。(第二十七条第一項第五号中「第四十一条の三」を「第三十七条の三」(第二十二に改める。)	七第一項」に改め、同条第十三号中「第三十九条」を「第三十五条」(に改め、同条第十二号中「第四十一条の七第一項」を「第三十七条の))に改め、	元条第十一号中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」	に改める。		第八項中「第五十一条」を「第四十七条」こ攺め、司条第十五項中「一(第八項)第二条第四項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条(一)第二	六条―第五十条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条― 「第四十七条		第四十一条の七」を「第三十七条の二―第三十七条の七」に、「第 四十五	第四十一条」を「第三十二条―第三十七条」に、「第四十一条の二 ―第四	目次中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に、「第三十六条 目次	関する法律の一部を次のように改正する。	第五条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 第五条	改 正 案	
育二トしたのニャ「育三ト豆をのニーと「育三トーをのニーこ女の	改める。 第二十七条第三項中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」	、同条第十二号中「第三十九条」を「第三十五条」に改める。	ノロ	第十四条第二項中「第五十一条」を「第四十七条」に改める。	第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。	第八項中「第五十一条」を「第四十七条」こ攺め、司条第十五頁中「第二条第四項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改め、同条	-七条―第五十六条」に改める。	条」を「第四十二条―第四十六条」に、「第五十一条―第六十条」を	四十五条」を「第三十八条―第四十一条」に、「第四十六条―第五十	第四十一条」を「第三十二条―第三十七条」に、「第四十二条―第	目次中「第三十五条の二」を「第三十一条の二」に、「第三十六条	関する法律の一部を次のように改正する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に		

る。

三十条第三項」に改め、 有する」を「保有し、又は保有しようとする」に、 第二十九条第三項中 を「、第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に を加える。 同項の表第二十七条第二項の項中 「第二条第三項」 「第二十三条第一項」の下に「又は第二十四 を 「第二十七条第二項」 「第二条第五項」 「並びに第二十三 に、 を 「第 保保

五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。をいう。以下この節において同じ。)」を「個人情報保護法第二条第方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものの用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地第三十一条中「個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業

十五条の二を第三十一条の二とする。 第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三

ら第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。同条を第三十二条とし、第三十八条か同条を第三十二条とし、第三十八条か、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中、第三十六条中「場合において、」の下に「行政機関、地方公共団体

三を第三十七条の三とし、第四十一条の四を第三十七条の四とし、第第六章の二中第四十一条の二を第三十七条の二とし、第四十一条の

四十一条の五を第三十七条の五とし

第四十

一条の六を第三十七条の

六とする。

第四十一条の七第二項中「第三十八条第二項」を「第三十四条第二

第七章中第四十二条を第三十八条とする。項」に改め、同条を第三十七条の七とする。

第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十一条」に改め、同条

る。

改め、 三十条第三項」に改め、 条」を「、 有する」を「保有し、又は保有しようとする」 条」を加える。 第二十九条第三項中 同項の表第二十七条第二項の項中 第十七条第二項並びに第二十三条から第二十六条まで」に 「第二条第三項」 「第二十三条第一項」 を 「第二十七条第二項」 「第二条第五項」 に、 の下に「又は第二十四 「並びに第二十三 を

五項に規定する個人情報取扱事業者」に改める。をいう。以下この節において同じ。)」を「個人情報保護法第二条第方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものの用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地の用に供している個人番号取扱事業者(特定個人情報ファイルを事業第三十一条中「個人番号取扱事業者)

十五条の二を第三十一条の二とする。第三十二条の前の見出し及び同条から第三十五条までを削り、第三

ら第四十一条までを四条ずつ繰り上げる。同条を第三十二条とし、第三十七条を第三十三条とし、第三十八条か、独立行政法人等又は地方独立行政法人における」を加え、第六章中第三十六条中「場合において、」の下に「行政機関、地方公共団体

(新設)

第七章中第四十二条を第三十八条とする。

第四十三条第一項中「第四十五条」を「第四十一条」に改め、同条

を第三十九条とする。

、同条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とする。第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め

でを四条ずつ繰り上げる。第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条ま

までを四条ずつ繰り上げる。第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め、ディーで、

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。

第五十八条の二第一号中「第四十一条の四」を

第一項」に改め、同条を第五十四条の二とする。に改め、同条第二号中「第四十一条の七第一項」を「第三十七条の七

ら第五十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。 第五十九条中「第五十一条から第五十五条まで」を「第四十七条か

文は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とす十六条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条第六十条第一項中「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五

| 関する法律の一部を次のように改正する。| |第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

三十一条の二」を「第三十条―第三十二条の二」に、「第三十二条―八条の四」を「第二十七条―第二十九条の四」に、「第二十九条―第二十目次中「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十六条―第二十

を第三十九条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に改め

第八章中第四十六条を第四十二条とし、第四十七条から第五十条ま同条を第四十条とし、第四十五条を第四十一条とする。

でを四条ずつ繰り上げる。

までを四条ずつ繰り上げる。第九章中第五十一条を第四十七条とし、第五十二条から第五十五条

第五十六条中「第三十七条第二項」を「第三十三条第二項」に改め

第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改め同条を第五十二条とする。

同条を第五十三条とし、第五十八条を第五十四条とする。第五十七条中「第三十八条第一項」を「第三十四条第一項」

(新設)

「第三十七条の四」

ら第五十一条まで」に改め、同条を第五十五条とする。第五十九条中「第五十一条から第五十五条まで」を「第四十七条か

る。

文は第五十二条から第五十四条まで」に改め、同条を第五十六条とす
スは第五十二条から第五十八条まで」を「第四十七条、第四十八条、第五十条
第六十条第一項中「第五十一条、第五十二条、第五十四条又は第五

関する法律の一部を次のように改正する。第六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に

三十一条の二」を「第三十条―第三十二条の二」に、「第三十二条―八条の四」を「第二十七条―第二十九条の四」に、「第二十九条―第二十月条」に、「第二十六条―第二十二十二条」を「第二十六条」に、「第二十六条

第三十七条の七」 第五十六条」 十八条―第四十一条」を「第三十九条―第四十二条」 第三十七条」 第四十六条」を「第四十三条―第四十七条」に、 を を 「第四十八条―第五十七条」に改める。 「第三十三条—第三十八条」 を |第三十八条の二| -第三十八条の に、 第三十七条の二― に、 七 「第四十七条 「第四十二 に、 第三

条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。条第七号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「行われる第十九関係情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務四項中「精報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務

条第十二号から第十六号まで」に改める。 第九条第五項中「第十九条第十一号から第十五号まで」を「第十九

同号を同条第十四号とし 個人番号を提供する場合にあっては、 り本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の 生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定によ 五号とし 対し提供するときに限る。 生活保護法 第十九条第 第十四条第二項中 号 に改め、 同条第十三号中 (昭和二十五年法律第百四十四号) 一号中 同条中第十五号を第十六号とし、 「とき」の下に「(個人番号利用事務実施者が、 「第四十七条」を「第四十八条」)」を加え、 同条第十二 「第三十五条」を「第三十六条」に改め、 一号中 銀行その他の政令で定める者に 同条第二号中 「第三十七条の七第 第二十九条第一項、 に改める。 第十四号を第十 「第十号」を 項 厚

号とし、

第八号を第九号とし、

号を同条第十二号とし、

同条中第十号を第十一号とし、

第九号を第十

「第三十五条第一項」に改め、

同

第七号の次に次の一号を加える。

第十一号中「第三十四条第一項」を

第三十八条の七第

項

に改め、

同号を同条第十三号とし、

同条

を「第四十八条―第五十七条」に改める。条」を「第四十三条―第四十七条」に、「第四十七条―第五十六条」十一条」を「第三十九条―第四十七条」に、「第四十二条―第四十六第三十七条」を「第三十三条―第三十八条」に、「第三十八条―第四

条第一項」を「第三十九条第一項」に改める。条第一号」の下に「又は第八号」を加え、同条第十五項中「第三十八関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を、「行われる第十九関係情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務四項中「情報提供者」の下に「並びに同条第八号に規定する条例事務

条第十二号から第十五号まで」に改める。 第九条第五項中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九

四号とし、 個人番号を提供する場合にあっては、 り本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその 生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定によ を第十一号とし、 第三十五条第 第十一号」 対し提供するときに限る。 \mathcal{O} 同号を同条第十三号とし、 生活保護法 次に次の一号を加える。 第十九条第一号中 第十四条第二項中 に改め、 同条第十二号中「第三十五条」 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第二十九条第一項、 項 第九号を第十号とし、 に改め、 同条中第十四号を第十 「第四十七条」を「第四十八条」 「とき」の下に「 同条第十一号中「第三十四条第 同号を同条第十二号とし、 を加え、 銀行その他の政令で定める者に (個人番号利用事 第八号を第九号とし、 同条第一 を「第三十六条」 五号とし 二号中 に改める。 第十三 「第十号」を 務実 同条中第十号 項」を に改め、 天施者が 一号を第

八 該特定個人情報を提供するとき。 務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当 されたものに限る。 条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録 当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの 理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって ところにより、 めるものをいう。 団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定 として個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共 特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきも 定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に て個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をい 条例事務関係情報照会者 以下この号及び同条において同じ。 条例事務関係情報提供者 第二十六条において同じ。)の提供を求めた場合において、 (第九条第二項の規定に基づき条例で)に対し、 (当該事務の内容に応じ)が、政令で定める 当該事務を処 当該条例事

る。 第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め

に改める。 」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項項」に改め、同項第三号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」を「第三十一条第一

する。条又は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条と十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条か

八 う。 当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの されたものに限る。 条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録 理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって ところにより、 めるものをいう。 団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定 として個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共 特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきもの 定める事務のうち別表第二の第二 務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当 該特定個人情報を提供するとき。 て個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をい 条例事務関係情報照会者 以下この号及び同条において同じ。) 条例事務関係情報提供者 第二十六条において同じ。)の提供を求めた場合において、 (第九条第二項の規定に基づき条例で |欄に掲げる事務に準じて迅速に (当該事務の内容に応じ に対し、) が、 政令で定める 当該事務を処 当該条例事

第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め

る

に改める。 」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項項」に改め、同項第三号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一第二十三条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一

する。

本文は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条と十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一年二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十八条、第五十条又は第五

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条か

ら第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とする。

に改め 第五十四条の一 項 に改 同条第 一第 一号中 同条を第五十五条の二とし 一号中 「第三十七条の七第 「第三十七条の四」 項 を 第五十四条を第五十 を 「第三十八条の四」 「第三十八条の七

、同条を第五十四条とする。第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め

条とする

第五十一条とする。 、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め

十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。る場合を含む。)」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四第四十九条中「第二十五条」の下に「(第二十六条において準用す

までを一条ずつ繰り下げる。第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

条を第四十一条とする。 第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同

を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。 第三十九条第一項中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条

三とし、第三十七条の二を第三十八条の二とする。三十七条の四を第三十八条の四とし、第三十七条の三を第三十八条の八とし、第三十七条の五を第三十八条の五とし、第六を第三十八条の六とし、第三十七条の五を第三十八条の七とし、第三十七条の七第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」を「第三十七条の七第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」を「第三十七条の七第二項中「第三十四条第二項」を「第三十五条第二項」を「第三十七条の七第二項中「第三十八条の二とする。

五十五条とする。
「一十五条とする。」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条を第

(新設)

同条を第五十四条とする。第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め

同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め

第五十一条とする。

十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。る場合を含む。)」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四第四十九条中「第二十五条」の下に「(第二十六条において準用す

までを一条ずつ繰り下げる。 第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

同条を第四十一条とする。第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、

を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第三十九条第

一項中

「第四十一

条

を

「第四十

一条」

に改め、

同条

(新設)

第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条と

を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条第三十五条中「第十九条第十三号」を「第十九条第十四号」に改め

を第三十二条とする。第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条

。) 」 を加え、 条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、 項中「又は」を「若しくは」に改め、 条において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「する第 情報照会者」を、 め 第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者_ 及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六条第 提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者 に「(同法第二十六条において準用する場合を含む。)」を、 合を含む。)」を加え、 一項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、 一十三条第三項」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む 一条とする。 第三十条第一項の表第三十五条の項中 「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、 「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係 の下に「(これらの規定を同法第二十六条において準用する場 の下に「(これらの規定を同法第二十六条において準用する場 第三十五条において同じ。 同項の表第三十五条の項中「第二十三条第三項」 「第二項」の下に「 (これらの規定を同法第二十六 同条第四項の表第二十六条第一項の項中)」を加え、 「情報提供者」の下に「又は同 「又は」 を 同表第三十五条の 「若しくは」 同条を第三十 「情報 ー の 下 に改 同表 「第 「第 の

する。第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条と

を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条第三十五条中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に改め

を第三十二条とする。第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条

。)」を加え、 二十三条第三項」の下に「(第二十六条において準用する場合を含む め 情報照会者」を、 条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」 項中「又は」を「若しくは」に改め、 提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者 条において準用する場合を含む。)」を加え、 一条とする。 合を含む。 合を含む。)」を加え、 二項」 下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、 第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、 及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六条第 に「(同法第二十六条において準用する場合を含む。)」を、 一項」の下に「(これらの規定を同法第二十六条において準用する場 一項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、 第三十条第一項の表第三十五条の項中 「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係 の下に「(これらの規定を同法第二十六条において準用する場 第三十五条において同じ。 同項の表第三十五条の項中「第二十三条第三項」の下 「第二項」の下に「(これらの規定を同法第二十六 同条第四項の表第二十六条第一項の項中)」を加え、 「情報提供者」の下に「又は同 「又は」 を加え、 同条第二項中「する第 を 「情報提供者」の 同表第三十五条の 「若しくは」 同条を第三十

準用する場合を含む。 含む。以下同じ。 の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十八条 項第一号の項中 二項」 一十八条」を「第二十九条」に改め、 一十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、 を「第二十九条」に改め、 第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「(第二十六条において の下に「(これらの規定を第二十六条において準用する場合を 「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」)」を加え、)」を加え、 同条第二項中「第二十三条第一項及び第 同項の表第二十六条第二項の項中 同項の表第三十六条第一 同条を第三十条とする。 同表第三十六条第一 項第一 「第 号

の三を第二十九条の三とする。 第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条

同条を第二十九条の二とする。第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め

第十二号から第十六号まで」に改め、同条を第二十九条とする。 第二十八条中「第十九条第十一号から第十五号まで」を「第十九条

に改め、 を加え、 十六条を第二十七条とする に改め、 に改め 一十七条第 「同号」を「これら」 同条第六項中「第十九条第七号」の下に 同条第五項中「第二十九条第一項」を 同条第三項中 項第五号中 「第三十四条第一項」を 「第三十七条の三」 に改め、 同条を第二十八条とし、 を 「若しくは第八号」 「第三十条第一項」 「第三十五条第 「第三十八条の三 項

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個第二十六条(第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、

二項」 準用する場合を含む。)」を加え、 二十八条」を「第二十九条」に改め、 二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、 項第一号の項中 含む。以下同じ。 の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十八条 を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第 第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「(第二十六条におい の下に「(これらの規定を第二十六条において準用する場合を 「第二十九条第二項」)」を加え、同項の表第二十六条第二項の項中「第 同項の表第三十六条第一 同条を第三十条とする を「第三十条第二項」 同表第三十六条第 項 第 号 7

の三を第二十九条の三とする。第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条

、同条を第二十九条の二とする。第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め

第二十八条中

「第十九条第十一

号から第十四号まで」

を

第十

九

改め、 に改め、 加え、 六条を第二十七条とする。 第十二号から第十五号まで」に改め、 第二十七条第三項中「第三十四条第 同条第六項中「第十九条第七号」の下に 「同号」を「これら」 同条第五項中 「第二十九条第 に改め、 同条を第一 同条を第二十九条とする 一項」を 項」を 一十八条とし、 「若しくは第八号」を 「第三十五条第 「第三十条第 項

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

(第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供)

人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個第二十六条第二十一条(第一項を除く。)から前条までの規定は、

事務 供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されてい 第 務関係情報提供等事務に」と、 個人情報の範囲に含まれないときは、 おいて、 で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合に る地方公共団体の長その他の執行機関が、 」とあるのは 情 報 項中 第十九条第八号」と、 報保護委員会規則で定める」と、 の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項 「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。 号中 (第十九条第七号」 とあるのは 「法令」とあるのは 当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定 「別表第二に掲げる」とあるのは 「ならない。ただし、 「情報提供等事務に」とあるのは 「条例」と、 前条中 第十九条第八号の規定により提 第二十二条第一項中「ならない 「条例事務関係情報提供等事務 この限りでない」と、 「情報提供等事務」とあるの 第二十四条中 個人情報保護委員会規則 「第十九条第八号の個 「情報提供等 「条例事 同条第 人

附則第三条の二に次の一項を加える。

いものとする。 報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しな 月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情 、 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一 2 日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず

別表改正略

附則

(施行期

日

事務 おいて、 第 務関係情報提供等事務に」と、 個人情報の範囲に含まれないときは、 で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合に 供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されてい 情報保護委員会規則で定める」と、 報の提供について準用する。この場合において、 は 二項中 る地方公共団体の長その他の執行機関が、 とあるのは 、第十九条第八号」と、 「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。 号中 (第十九条第七号」 とあるのは 「法令」とあるのは 当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定 「別表第二に掲げる」とあるのは 「ならない。ただし、 「情報提供等事務に」とあるのは 「条例」と、 前条中 第十九条第八号の規定により提 第二十二条第一項中「ならな 「条例事務関係情報提供等事 この限りでない」と、 「情報提供等事務」とあるの 第二十四条中 個人情報保護委員会規則 「第十九条第八号の個人 第二十一条第二項 「情報提供等 「条例 同条第 楘

附則第三条の二に次の一項を加える。

(別表改正略)

附則

(施行期日)

いて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内にお

、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条及び第四条並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び一 附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

第二十七条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条並びに第三十第三項、第八条、第九条、第十三条、第二十二条、第二十五条から

用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号三 第六条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利七条の規定 平成二十八年一月一日

、第十九条及び第二十九条の規定 番号利用法附則第一条第四号に及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条

掲げる規定の施行の日

おいて政令で定める日四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内に

条の三及び第三十六条の規定 番号利用法附則第一条第五号に掲げ正規定を除く。)並びに附則第十九条の三、第二十四条、第二十九五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改

の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日ハ 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布

る規定の施

行の日

いて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内にお

附則第七条第二項、第十条及び第十二条の規定 公布の日

当該各号に定める日から施行する。

第二十七条まで、 第三項、 七条の規定 第一条及び第四条並びに附則第五条、 第八条、 平成二十八年一月一日 第三十条、 第九条、 第十三条、 第三十二条、 第二十二条、 第六条、 第三十四条並びに第三十 第七条第 第二十五条から 項及び

掲げる規定の施行の日、第十九条及び第二十九条の規定、番号利用法附則第一条第四号に及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条及び別表第一の改正規定に限る。)並びに附則第十五条、第十六条用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第十九条第一号用等に入入でである。

おいて政令で定める日四 次条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内に

号利用法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日正規定を除く。)並びに附則第二十四条及び第三十六条の規定 番五 第三条及び第六条(番号利用法第十九条第一号及び別表第一の改

の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定 公布

(住民基本台帳法の一部改正)

のように改正する。第十九条(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次

第三十条の十第一項中「(第一号」の下に「及び第二号」を加え、

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

理に関し求めがあつたとき。 ら番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関か

第三十条の十一第一項中「(第一号」の下に「及び第二号」を加え第三十条の十第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

二 通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

処理に関し求めがあつたとき。

から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の

第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。第三十条の十二第一項中「(第一号」の下に「及び第二号」を加え第三十条の十一第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

定める事務の処理に関し求めがあつたとき。他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その

第三十条の十三第一項中「住民票コード」の下に「及び個人番号」第三十条の十二第二項中「第二号」を「第三号」に改める。

ただし書を削る。第三十条の十四中「住民票コード」の下に「及び個人番号」を加え

短期給付」の下に「の支給又は同法第九十八条第一項の福祉事業の実加え、「又は」を「の支給又は」に改め、同表の四十一の四の項中「同法第百十二条第一項若しくは第百十二条の二の福祉事業の実施」を別表第一の十九の項中「退職等年金給付」の下に「の支給若しくは

施 条第 施 職等年金給付」の下に「の支給若しくは同法第二十六条第 年金である給付」 の下に「同法第五条第三号の職業紹介若しくは同条第五号の職業指導 の下に「又は同法第八十二条第 同表の七十三の二の項中「又は同法」を「、同法」に改め、 十条第一項の保健事業若しくは同条第二項の福祉事業の実施」を加え は第二項の福祉事業の実施 条の就職支援計画の作成若しくは同法第十二条の就職支援措置の実 に改める。 七十八の三の項及び七十八の七の項中「第三条第一項」を「第三条 同表の七十三の項中「の保険給付の支給」の下に「、同法第百十 を加え、 を加え、 を加え、 項の保健事業若しくは同条第二項の福祉事業の実施」を加え、 同表の七十一の二の項中「認定」の下に「又は同法第十 同表の七十二の二の項中「支給」 同表の四十二の項中 の下に「の支給」 」を加え、 一項の保健事業の実施」を加え、同表 「退職等年金給付」及び を加え、 同表の六十六の項中「による」 同表の四十八の項中「退 の下に「、同法第百五 一項若しく 「第三条の 「徴収

三条」に改め、 同表の五の三十一の項及び五の三十四の項中 徴収」の下に「又は同法第八十二条第一項の保健事業の実施」を加え の下に「又は同法第百二十五条第一項の保健事業の実施」を加え、 同表の五の二十六の項中「又は同法」を「、同法」に改め、 別表第二の五の二十五の項中「又は同法」を「、同法」に改め、「 同表の八の二の項の次に次のように加える。 「第三条第一項」を「第 「徴収

引表第三			村長	八の三
の七の				市町
引表第三の七の十六の項及び七の二十の項中「第三条第一項」を「	総務省令で定めるもの	第二項の賃貸住宅の管理に関する事務であつて	平成五年法律第五十二号)による同法第十八条	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(

第三十条の十五第四項中「第三十七条の二第一項」を「第三十八条第十九条の三」住民基本台帳法の一部を次のように改正する。	の二第一項」に改める。 第三十条の十五第四項中「第四十一条の二第一項」を「第三十七条第十九条の二 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。		
(新設)	(新設)	令で定めるもの 会で定めるもの 会で定めるもの 会で定めるもの 会で定めるもの 会で定めるもの 会で定めるもの 会に関する法律による同 のののののではののではに関する法律による同 のののののではの一号を加える。 ののでののではの一号を加える。 ののでののでは、の一号を加える。 のでに次の一号を加える。	第三条」に改め、同表の二十三の二の項の次に次のように加える。

別表第一中十四の項及び十五の項を削り、十三の項を十五の項とし第二十条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

十二の項の次に次のように加える。

十四四 十三 預金保 険機構 構 貯金保険機 業協同組合 農水産 預金保険法 項の貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 律第五十三号) 農水産業協同組合貯金保険法 債権の額の把握に関する事務であつて総務省令 よる同法第五十五条の二第一項の預金等に係る であつて総務省令で定めるもの で定めるもの (昭和四十六年法律第三十四号) による同法第五十七条の二第 (昭和四十八年法 に

等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二第二十九条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用る法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

十五年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

存本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除に、「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項」に、「機構保帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十第一項並びに第三号新住民基本台帳法別表第二」に、「第三号新住民基本台帳法別表第一」に改め、同条第四項中「第三号新住民基本台帳法別表第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第三項中「第三号新住民基本台帳法別表第一」を「住民基

十四 号新住民基本台帳法第三十条の十三第二項」を「住民基本台帳法第三 帳法第三十条の十四」に、 帳法第三十条の三十七第一項及び第三十条の三十八第一項の」に、 を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項並びに第三号新住民基本台 三」を「住民基本台帳法別表第三」に、「第三号新住民基本台帳法の 三項」を「住民基本台帳法第三十条の十三第三項」に、 番号」」に改め、 同項」を「住民基本台帳法第三十条の十二第一項」に、 第二号」」に改め、同条第六項中「第三号新住民基本台帳法別表第四 本人確認情報(第一号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く 台帳法第三十条の三十七第二項及び第三十条の三十八第一項の」に、 十条の十三第二項」に、 十三第一項」を 台帳法の」を「同条並びに第三号新住民基本台帳法第三十条の三十七 人確認情報 を「住民票コード及び個人番号」に、 一号」」に改め、同条第七項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の 」を「第一号及び第二号」に、「機構保存本人確認情報」」を「第)」を「第一号及び第二号」に、 を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項並びに第三号新住民基本 「第二号」」に改め、 を 「同項」を「住民基本台帳法第三十条の十一第一項」に、「機構保存 一項及び第三十条の三十八第一項の」に、)」を「第一号及び第二号」に、 「住民基本台帳法別表第四」に、 を「住民基本台帳法第三十条の十四」に、 (第一号に掲げる場合にあつては、 「住民基本台帳法第三十条の十三第一項」 同条第八項中「第三号新住民基本台帳法第三十条の 同条第五項中 「第三号新住民基本台帳法第三十条の十三第 「本人確認情報 「機構保存本人確認情報」」を 「第三号新住民基本台帳法別表第 「第三号新住民基本台帳法の」 「機構保存本人確認情報」」を 「本人確認情報」」を「個人 (住民票コードを除く。) 「同条」を「住民基本台 住民票コードを除く。 「第三号新住民基本 「機構保存本 「第三号新住 に、 第三

第二十七条第 に改める。 可項中 第四十

(地方公共団体情報システム機構法の 部改正)

一十九条の二 地方公共団体情報システム機構法 伞 成 一十五年法律

第二十九号) 0) 部を次のように改正する。

条の三第 項」を 「第三十七条の三

> 項及び第二項並びに第三十条の三十八第一項の」に、「都道府県知事 三号新住民基本台帳法第三十条の十五第一項、 保存本人確認情報 民基本台帳法の」を「住民基本台帳法第三十条の十三第一項並びに第 及び個人番号」とあるのは「個人番号」に改める。 」とあるのは「都道府県知事保存本人確認情報」を「住民票コード (住民票コードを除く。 以下この条において同じ。 第三十条の三十七第一

項中 号新住民基本台帳法」という。)第三十条の九」に改め、 条の規定による改正後の住民基本台帳法(以下この条において「第四 の条において同じ。)」とあるのは 民基本台帳法」に、「第四号新住民基本台帳法第三十条の九」を「前 以下この条において「第四号新住民基本台帳法」という。)」を「住 合にあつては、 から第四項までの規定中「機構保存本人確認情報(第一号に掲げる場 人番号」に、 「本人確認情報(住民票コードを除く。)」を「住民票コード及び個 を「住民票コード及び個人番号」とあるのは 第二十二条第一項中「前条の規定による改正後の住民基本台帳法 「機構保存本人確認情報」」を「第二号」」に改め、 「都道府県知事保存本人確認情報 「本人確認情報」」を「個人番号」」に改め、 住民票コードを除く。)」を「第一号及び第二号」に 「都道府県知事保存本人確認情報 (住民票コードを除く。 「個人番号」に改める 同条第五項中 同条第二項 同条第六 以下こ

(新設)

	第一項」に改める。 第二十七条第二項中「第三十七条の三第一項」を「第三十八条の三改正する。 地方公共団体情報システム機構法の一部を次のように第二十九条の三
項」に改める。 「明第六十六条第二号中「第六十二条第一項」を「第四十六条第一二号)の一部を次のように改正する。 「明第六十六年法律第四十第三十条」地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十年)	(新設)